

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

1 松本城三の丸エリア整備事業

(1) 目標

二つの国宝を有する松本城三の丸及び旧開智学校周辺の将来像を示し、公民が連携して、「誰かに語りたくなる暮らし」をつくり、松本城三の丸エリアビジョンの実現を目指すものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア エリアビジョンの実現に向けて、6界隈で6団体が社会実験等のプロジェクトに取り組みました。
- イ 令和5年11月に成果報告会（公開レポート&フィードバック）を開催し、実施したプロジェクトの報告と意見交換を行いました。
- ウ 公民連携のエリアビジョン推進組織「三の丸エリアプラットフォームへ新たに1団体が加入し、令和6年3月に公開プレゼンテーションを開催しました。計7団体が令和6年度に実施するプロジェクトを提案し、全てのプロジェクトがエリアプラットフォームのサポート対象として認定されました。
- エ エリア全体の取組みとして、公共空間の清掃と参加者の交流等を目的とした三の丸CLEAN & MEETSなどを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 実施したプロジェクトを効果検証し、イベント的な取組みから日常の暮らしのシーンとなる取組みへつなげていくため、民間のプロジェクトの改善や検証結果をハード整備等に反映することが今後の課題です。
- イ 取組みを定常化するための仕組みや推進組織のあり方を検討し、「誰かに語りたくなる暮らし」の実現を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成27年度 「松本城三の丸地区整備基本方針～大名町・土井尻界隈～」を策定
- 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置を活用し、「街場のえんがわ作戦」として道路占用許可基準を緩和した公共空間利活用（テラス席やベンチ等の設置）を開始（大名町通りや緑町・辰巳の御庭などで実施）
- 3年度 「松本城三の丸エリアビジョン」を策定
- 4年度 「三の丸エリアプラットフォーム」設立
- 5年度 6界隈で6団体がプロジェクトに取り組み、その報告と意見交換を実施
公開プレゼンテーションを開催し、7団体が令和6年度に実施するプロジェクトを7団体が提案して、認定

松本城を核としたまちづくり

総合戦略局
お城まちなみ創造本部

2 国宝松本城南・西外堀復元事業

(1) 目標

令和6年3月に策定した史跡松本城整備基本計画に基づき、「幕末期の松本城の姿を可能な限り具現化」することを目指して、南・西外堀を復元します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 令和5年度末時点の事業用地取得状況は、取得予定面積 9,283.26㎡に対し、8,978.09㎡（取得率 96.7%）となりました。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を収集するため、令和4年度に引き続いて南外堀西側を発掘調査するとともに、南外堀東側や西外堀南側などの発掘調査をしました。
- ウ 絵図資料や発掘調査結果にもとづく復元整備の基本的な考え方を検討し、史跡松本城整備基本計画を策定しました。
- エ 水をたたえた堀の復元に向け、関係機関との協議を積み重ねるとともに、文化庁から現地指導等を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 関係権利者の理解と協力を得ながら、令和6年度中に事業用地取得を完了できるよう、引き続き交渉を進めます。
- イ 復元整備の根拠となる客観的な情報を集めるため、引き続き西外堀北側などの発掘調査を行います。
- ウ 発掘調査の成果等を基に、復元整備に向けた設計方針を検討し、用地取得や発掘調査が進捗している南外堀の検討を先行し、段階的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|--------|--|
| 昭和51年度 | 「松本城中央公園整備計画」で外堀復元の基本方針を決定 |
| 平成11年度 | 「松本城およびその周辺整備計画」を策定 |
| 19年度 | 教育民生・建設合同委員協議会において、外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承 |
| 24年度 | 都市計画公園区域を変更
文部科学大臣が南・西外堀の一部を史跡松本城に追加指定を開始 |
| 25年度 | 事業用地取得を開始 |
| 30年度 | 事業方針を堀復元から平面整備へと変更 |
| 令和2年度 | 市議会6月定例会において、水をたたえた堀復元のための調査、研究を進める考えを表明
城西2丁目（医師会館跡地）の代替地整備に着手 |
| 4年度 | 文化庁へ水をたたえた堀を復元整備することについて協議し、了承
南外堀西側において初めて横断的に発掘調査を実施 |
| 5年度 | 史跡松本城整備基本計画を策定 |

松本城を核としたまちづくり

3 まちなみ修景事業

建設部 都市計画課

(1) 目標

各地区のまちづくり協定に定めたデザインに基づきファサード（正面周辺部）を改修することで、城下町の歴史的な景色に調和した魅力ある街なみを形成し、周辺観光施設や中心市街地との回遊性の向上を図ります。（整備費用の3分の2相当額を補助。上限300万円）

(2) 令和5年度の実施状況と成果

修景事業のニーズについて、お城周辺地区第2ブロックのまちづくり協定運営委員会に出席し、意見を伺いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

今後の修景補助のあり方について、まちづくり推進協議会やお城まちなみ創造本部と連携しながら検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

対象地区	補助件数	実施期間
中町地区：	52件	（平成元～21年度）
本町地区：	17件	（平成13～16年度）
下町地区：	42件	（平成6～23年度）
中央東地区：	13件	（平成18～25年度）
お城周辺地区：	8件	（平成30～令和4年度）
計	132件	

4 松本城周辺整備事業

(1) 目標

松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業ほか周辺環境整備を一体的に進め、水めぐる城下町の歴史的風致の維持向上を図るとともに、歩行者が安全・安心に松本城を回遊できる空間確保のための道路整備を行います。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 内環状北線は、7月に対面通行化し、11月に全面供用しました。
- イ 市道1057号線は、用地買収・補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 内環状北線は、令和6年度に歩道の中電柱をすべて撤去します。
- イ 市道1057号線は、引き続き、関係権利者個々の具体的な条件整備を進め、事業進捗を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和35年度	都市計画決定（内環状北線）
平成2年度	都市計画変更（白板交差点～今町交差点・30mに変更）
9年度	都市計画変更（今町交差点～松本城入口の道路幅員31mに変更）
11年度	「松本城およびその周辺整備計画」を策定
19年度	教育民生・建設合同委員協議会において外堀の復元と内環状北線（先線）を一体的に整備することとし、具体的な対応等に着手することについて了承
21年度	地元説明会開催
22年度	地元説明会を5回開催し、南・西外堀復元計画及び内環状北線（先線）の整備計画の素案を提示。内環状北線の現況測量及び土質調査を実施
23年度	松本城南・西外堀復元事業、内環状北線整備事業の地元対応窓口「松本城周辺整備課」設置。地権者等全ての関係者に対し、権利調査及び意向調査実施
24年度	松本都市計画道路事業（3・2・12号内環状北線）認可
25年度	内環状北線の事業用地取得を開始
令和元年度	市道1057号線の事業用地取得を開始
2年度	内環状北線の電線共同溝ほか道路整備工事に着手 市道1056号線の工事に着手
4年度	市道1056号線の一部完成
5年度	内環状北線の全面供用

地域交通ネットワークの拡充

1 総合交通戦略の推進

交通部 交通ネットワーク課

(1) 目標

過度な自家用車依存の社会から歩行者・自転車・公共交通の優先へ転換し、脱炭素社会の推進や人中心の交通まちづくりを実現するため、地域特性に応じた適切な交通手段をかしこく選択できる移動環境とそれをシームレスにつなぐ交通体系を構築する施策を推進します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 路線バスの交通キャッシュレス決済について、QRコードを活用した決済方式によるぐるっとまつもとバス全路線を対象とした本格運用を11月から開始。さらに、2月からクレジット決済機能を拡充し、海外も含めた観光客など来松者の路線バス利用の利便性向上を図りました。
- イ 交通まちづくりにぎわい創出事業について、自動車の通過交通の抑制を図るため、中町通りでトランジットモールを計9回、公園通り及び新伊勢町通りで歩行者天国を計13回行いました。
- ウ 渋滞対策として、時差出勤やテレワークによる通勤時間帯の交通量ピークを分散する取組みについて、企業数を拡大して実施しました。
- エ 平田駅パークアンドライド駐車場において、舗装補修に合わせて区画線を引き直し駐車区画台数を33台増やし、利用者の利便性向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 交通キャッシュレス決済について、令和8年春の交通系ICカード（地域連携ICカード）の導入に向け、引き続き関係機関等との調整を進めます。
- イ 渋滞対策について、多くの企業に時差出勤やテレワークの取組みを呼びかけ、通勤時間帯のピーク分散を拡大します。
- ウ パークアンドライド駐車場について、企業等への周知を行い、新規利用者の増を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和3年度	松本市総合交通戦略を改定 中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（計10回）
4年度	路線バスの交通決済キャッシュレス化の実証実験を一部路線で開始 中町通りにおいて、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（計8回）
5年度	交通キャッシュレス決済の本格運用を開始 中町通り、公園通り等において、地元が主体となって、通過交通を抑制する取組みを実施（中町計9回、公園通り等計13回）

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数・利用率

年度	新村駅（50台）	平田駅（※収容台数）	大庭駅（51台）
令和3	4,823台・26%	38,690台・80%	14,070台・76%
令和4	台数調査未実施	41,307台・80%	12,676台・67%
令和5	台数調査未実施	42,198台・74%	12,817台・69%

※ 平田駅パークアンドライド駐車場の収容台数 R3以前：133台、R4：142台、R5：175台

地域交通ネットワークの拡充

2 公設民営体制の構築

交通部 公共交通課

(1) 目標

利用者の減少により、民間事業者だけでは継続が困難になりつつある路線バスを市民の足と位置付け、行政主導による公民の適切な役割分担の整理、更なる利便性向上に向けた路線の再編やダイヤ、運賃制度の見直しを行い、持続可能な公共交通体系の構築を推進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 令和5年4月から市が制度設計し、民間事業者が運営運行を行う公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行を開始しました。
- イ 令和5年10月から運行事業者1者と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結しました。
- ウ 市民の声に基づいた公共交通サービスを構築するため、バス利用者等を対象としたアンケート調査を実施し、令和5年11月11日と令和6年3月16日のダイヤ改正に反映しました。
- エ 精度の高い分析を行うため、バスに乗降カウンターを設置しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 再編した「ぐるっとまつもと」バス路線については、利用状況、住民要望、評価検証結果を踏まえ、必要な見直しを行い利便性向上、効率的な運行に努めるとともに、国の補助事業を積極的に活用します。
- イ 持続可能な公共交通を確保するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、継続的な利用促進等に取り組めます。
- ウ ルートや便数、ダイヤについて、利用者の意見を聴取しながら、より利用してもらえるよう不断の見直しを行います。
- エ 高齢化等により需要が高まりつつあるラストワンマイルとしての地域内移動について、AIを活用したオンデマンド交通を運行するなど、交通体系構築に向けた地元調整を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 28年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充。現在、地域バスが6路線運行(波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー)
- 29年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し増便
- 令和 2年度 市営バス四賀線と四賀地域バスの統合及びダイヤ見直し
- 3年度 松本市、山形村、朝日村による地域公共交通計画の策定
- 4年度 アルピコ交通(株)の自主路線を含めた、エリア全体の路線再編を実施
西部地域コミュニティバスを地域連携バスに、市営バス四賀線を四賀循環バスに、市営バス奈川線を奈川・安曇線に改称するとともにルートやダイヤを見直し
- 5年度 公設民営バス「ぐるっとまつもと」の運行開始
アルピコ交通(株)と5年間の官民連携エリア一括長期運行協定を締結
バス利用者等を対象にアンケート調査を行い、2回のダイヤ改正を実施
AIを活用したオンデマンド交通の実証運行を寿エリア(寿地区、寿台地区及び松原地区)及び梓川地区で実施

1 自転車交通安全推進事業

交通部 自転車推進課

(1) 目標

自転車の適正かつ安全な利用を図りながら、自転車利用環境の整備を促進し、自転車を気軽に快適に利用できるまちを目指します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 松本市自転車ネットワーク計画に基づき、自転車関連の交通事故が多い路線から矢羽根マークの設置を実施しました。
- イ 自転車の交通安全啓発として、高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室を開催するなど、自転車利用者の運転ルール遵守のための取組みを実施しました。
- ウ シェアサイクル事業は、専用の駐輪場を4か所増設し37か所、自転車を30台増やし160台になりました。
- エ 自転車ヘルメット着用促進のため高等学校等に対する支援事業補助金を開始しました。
- オ 市外の高校に通学する生徒に対するヘルメット購入補助金を開始しました。
- カ 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車の利用促進に向けて、快適な自転車通行環境のネットワーク化が望まれており、市民だけでなく県内外のサイクリストの利用状況に応じた自転車通行空間の計画的な整備が必要です。
- イ 市内における自転車関連の交通事故割合が県平均の約1.6倍であることから、電動アシスト付自転車を含めた自転車の安全利用・交通ルールの啓発及び交通マナーの向上、ヘルメット着用促進対策が必要です。
- ウ シェアサイクル利用者の行動分析を行い、更なる利用拡大を目指します。
- エ 既存自転車駐車場の経年劣化に対する改修・更新工事を、計画的に実施することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成18年度	自転車レーン整備開始
25年度	高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室開始
令和3年度	松本市自転車活用推進計画を策定
4年度	中条自転車駐車場のリニューアルオープン 矢羽根マークの整備開始
5年度	自転車ヘルメット着用促進高等学校等に対する支援事業を開始 市外通学高校生に対するヘルメット購入補助を開始 幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業を開始

イ 統計資料

スケアードストレイト交通安全教室参加校 (単位:校)

年度	2019	2020	2021	2022	2023
参加校	3	0	5	4	3

自転車ヘルメット着用促進高等学校等に対する支援事業補助金申請件数
(単位:校)

年度	2023
申請件数	13

市外通学高校生に対するヘルメット購入補助金申請件数
(単位:件)

年度	2023
申請件数	20

幼児同乗用電動アシスト付自転車普及促進事業補助金申請件数
(単位:件)

年度	2023
申請件数	37

交通需要に即した道路整備

交通部 交通ネットワーク課
建設部 都市計画課

1 都市計画道路の見直し

(1) 目標

社会情勢の変化に対応し、長期未着手路線の見直しを行うとともに、集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくりを推進するための路線網の形成を図るものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア 松本市都市計画審議会の中に学識経験者、関係行政機関からなる都市計画道路見直し部会を設置し、2回開催しました。

イ 都市計画道路の必要性を評価するための評価項目を検討し、区間別に評価しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市内の都市計画道路の約8割は昭和36年に決定したもので、人口減少等の社会情勢の変化により、その必要性に変化が生じています。

イ 都市計画道路の計画地には建築制限が課されており、実現可能性の低い路線は早期に見直しの必要があります。

ウ 効率的かつ機能的な路線網を構築するため、引き続き2回目の見直しに取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度 松本市総合都市交通計画を策定
31年度 城山新井線の一部、松本朝日線の一部を廃止
令和2年度 出川浅間線の一部、末広線の全部を廃止
4年度 大村上金井線、宮渕新橋上金井線、小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線の一部、逢初鎌田線の全線を廃止
博労町栄町線（本庄1丁目）を都市計画決定
5年度 松本市都市計画審議会都市計画道路見直し部会を設置し、合計2回開催

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画延長 (m)	115,520	115,520	114,960	108,330	108,330
整備延長 (m)	49,089	49,203	49,760	50,010	50,010
整備率 (%)	42.5	42.6	43.3	46.2	46.2

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課
公共用地課

2 幹線道路等の整備

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- 第7次道路整備五箇年計画を8月に策定し、継続路線の早期整備に取り組みました。
- ア 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施し、10月に供用しました。
 - イ 中環状線の市道7553号線月見橋（笹部4丁目、島立）は、仮設道路・仮橋工事、用地買収・補償を実施しました。
 - ウ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、用地買収・補償を実施しました。
 - エ 南北幹線の中条白板線（白板）は、仮橋切替工事を実施しました。
 - オ 南北幹線の小池平田線（庄内～本庄）は、用地買収・補償を実施しました。
 - カ 東西幹線の博労町栄町線（本庄）は、用地測量・補償調査を実施しました。
 - キ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
 - ク 補助幹線の波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事を実施し、5月に供用しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備は、5年度末で75.7%となります。今後も関係者の協力を得ながら、計画的に事業進捗を図ります。

（第7次道路整備五箇年計画の整備方針）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ・交通円滑化に向けた幹線道路等の整備 | ・国・県と連携した広域交通網の整備促進 |
| ・安全・快適な歩行者・自転車通行空間の整備 | ・防災・減災に向けた道路機能の維持・向上 |
| ・まちづくりとの連携・拠点の整備 | ・情報発信による計画の見える化 |

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成5～9年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成10～14年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成15～19年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成20～24年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成25～29年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成30～令和4年度）	整備実績延長 L=2.5km
第7次計画（令和5～9年度）	整備目標延長 L=1.0km

交通需要に即した道路整備

建設部 建設課 公共用地課
交通部 自転車推進課

3 交通安全施設等整備事業

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。
歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 道路の部分改良（歩道設置、交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン30等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成19年度～ 波打ち歩道の改修
- 25年度～ 公安委員会によるゾーン30指定 8カ所指定
梓川地区、庄内地区、中町・中央地区、旭町地区、鎌田地区、寿地区
笹賀・神林地区、芳川地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
H30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所
R元	299m	4カ所	491m	2カ所	31,830m	150m	43カ所
R2	151m	2カ所	612m	2カ所	29,254m	472m	35カ所
R3	—	2カ所	776m	1カ所	31,130m	235m	70カ所
R4	276m	2カ所	354m	—	34,985m	14m	40カ所
R5	204m	1カ所	228m	—	37,153m	133m	40カ所

交通需要に即した道路整備

4 鉄道駅周辺整備

建設部 建設課 公共用地課 都市計画課
交通部 交通ネットワーク課 公共交通課

(1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点として、東西自由通路の新設に合わせて老朽化した駅舎の改修、駅周辺環境を整備し、利用者の利便性や安全性の向上を図り、交通結節点機能の強化を目指します。
- イ 松本駅は市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、駅周辺を、J R東日本、アルピコ交通及び市の三者による交通ハブ機能強化の取組みによって、より賑わいのあふれるエリアとすることを目指します。
- ウ 波田駅は、西部地域の拠点として、市立病院移転に伴う周辺整備により交通環境等の課題解決を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 村井駅は、事業用地を取得し、東西自由通路及び駅舎及び周辺道路の整備を実施しました。
- イ 松本駅周辺整備は、松本地域公共交通協議会及び関係機関と協議を行い、路線バス乗り場の再配置を行いました。
- ウ 波田駅は、地下自由通路整備に係る地質調査を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、東西自由通路及び駅舎整備の進捗を図り、令和6年10月の供用開始を目指します。また、交通広場等周辺施設及び若者の居場所の整備を進めます。
- イ 松本駅周辺整備は、経営状況などから交通事業者各社も新規の事業取組みが難しい状況にはありますが、リニア中央新幹線の開業による人流の変化も見据え、引き続き三者による協議に取り組めます。
- ウ 波田駅は、市立病院建設事業のスケジュールと整合を図りながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 村井駅の主な経過

- 平成30年度 東西自由通路及び駅舎整備事業について、J R東日本と基本協定締結
- 令和2年度 J R東日本と東西自由通路及び駅舎整備工事の施行協定を締結
- 3年度 東西自由通路及び駅舎整備工事に着手

イ 松本駅の主な経過

- 平成29年度 JR東日本が生活サービス事業成長ビジョン（NEXT10）を策定、公表
- 令和元年度 松本駅周辺における松本市の中核中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 3年度 三者トップ協議を行い、以降実務者レベルでの協議を継続
- 4年度 松本地域公共交通協議会とバス乗り場の再配置について協議。また、各関係団体との協議を継続
- 5年度 松本地域公共交通協議会及び各関係機関とバス乗り場の再配置について協議を行い、再配置した松本駅お城口広場のバス乗り場の運行を開始

ウ 波田駅の主な経過

- 令和4年度 波田駅周辺整備基本計画を策定

広域交通網の整備推進

1 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道長野線(長野自動車道)、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道(松本～中ノ湯間道路)建設・国道158号整備促進期成同盟会」(令和5年7月13日に対面要望)及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」(令和5年7月20日及び令和5年10月25日に対面要望)の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。
- イ 松本波田道路は、国が、全地区で用地取得を進めるとともに、波田地区、和田地区、新村地区で本線工事を進めました。市は、国、県等の関係機関と、円滑な工事進捗が図られるよう調整を行うとともに、松本波田道路に接続する追加ICの設置に向けた協議を行いました。
- ウ 中部縦貫自動車道(波田～中ノ湯間)は、国、県と第3回先線整備検討会の開催に向けた協議を行いました。
- エ 国道158号奈川渡改良事業では、大白川トンネル(2号トンネル)が令和元年7月に貫通し、それに繋がる大白川大橋が令和5年5月に架設が完了しました。
- オ 国道158号狸平バイパス事業では、引続きトンネル掘削工事を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本波田道路は、用地取得率が9割を超えてきていることから、早期の供用開始に向け、本線工事の進捗が一層図られるよう、引続き国への要望及び地元調整を行うとともに、追加ICの設置に向けた関係機関との調整を進めます。
- イ 中部縦貫自動車道波田～中ノ湯間(先線計画)は、先線整備検討会の早期開催に向けた関係機関との協議を進めるとともに、早期のルート提示の実現に向け、国・県と協力して取組みを進めます。
- ウ 国道158号奈川渡改良は、工事が円滑に進められるよう、国、県及び地元関係機関等との調整を図るとともに、事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道158号狸平バイパスの早期完成について、県へ要望を行います。
- オ 波田渋滞対策道路の早期完成について、県へ要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和62年度	高規格幹線道路として路線指定
平成9年12月	安房峠道路(L=5.6km)開通(安房トンネルL=4.37km)
11年3月	松本波田道路の都市計画決定
30年4月	市が追加ICを2カ所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31年3月～	国が関係4地区で個別に用地交渉を開始(松本波田道路)
令和2年7月	国、県、市で先線計画(波田～中ノ湯間)の第1回整備検討会を開催
3年1月～	国が本線工事に着手(松本波田道路)
3年7月	県が狸平バイパスの工事に着手
4年6月	先線計画の第2回整備検討会を開催

イ 統計資料

中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合(令和6年4月1日現在)

項目	整備計画						調査中		全延長
	供用中		事業中		計				
長野県区間	2.3km	7%	5.3km	15%	7.6km	22%	約27km	78%	約35km
岐阜県区間	29km	48%	9.5km	16%	38.5km	64%	約21km	35%	約60km
福井県区間	47.3km	75%	15.5km	25%	62.8km	100%	0km	0%	約62.8km
路線全体計	78.6km	49%	30.3km	19%	108.9km	68%	約48km	31%	約160km

※ 路線全延長は概数のため、各県区間の全延長と一致しない。

広域交通網の整備推進

2 国道 19 号拡幅の事業促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道 19 号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 5 年度 of 取組みと成果

ア 国道 19 号松本拡幅建設促進連絡協議会、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(令和 5 年 11 月)

イ 用地取得の進捗状況は、令和 6 年 3 月末現在、事業区間全体の面積比で約 62%となっています。(昨年比 4%増)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 国道 19 号松本拡幅の用地買収が円滑に進むよう、引き続き国と協力し、早期事業完了に向けた取組みを進めます。

イ 渚から白板交差点間については、関係機関と調整し落合橋橋梁工事及び 4 車線化拡幅工事の早期完成に向けた取組みを進めます。

ウ 整備促進を図るため、一定区間の用地買収が完了した箇所への工事着手に向け国と調整を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 10 年 3 月	4 車線化の都市計画決定
10 年度	渚 3 丁目～宮渚本村間が事業化 (松本拡幅 L = 1.6km)
10 年 5 月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16 年 11 月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17 年度～	用地取得に着手
23 年度～	工事に着手
25 年度	第 1 工区の渚 1 丁目交差点付近の一部が完成 (上り車線の右折レーン 2 車線化)
27 年度	渚 1 丁目交差点北から田川小学校前まで約 400 m の工事が完了し、暫定供用
28 年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施 (令和元年度まで)
30 年度	渚 2 丁目交差点周辺歩道の暫定整備
令和 4 年度～	落合橋橋梁工事に着手、落合橋既設歩道橋の撤去、新歩道橋橋台設置
5 年度～	落合橋橋台設置、新設歩道橋上部工着手

イ 統計資料

用地取得率の経過 (取得率は先行取得を含む)

年度	～H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
1～4 工区全体 取得率 (%)	46	47	53	57	58	62

広域交通網の整備推進

3 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員、県知事等に早期のルート決定と事業化区間整備促進の要望を行いました。

イ 令和6年1月に県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯（100m幅）に選定しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。

イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年	6月	計画路線に指定
	20年10月	県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートを最適案として公表
	23年度	小谷村雨中地区(2km)が事業化
	29年4月	白馬村白馬北工区が事業化
	31年2月	県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明
	4月	糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化
令和2年	2月	県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定(1~2km幅)
	8月	県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定(50m幅)
3年	6月	県が安曇野市新設区間のAルート帯について、これまでの50m幅から9.5m幅まで絞り込んだルート線案を提示
	7月	県が安曇野市新設区間名を安曇野道路に決定
	9月	安曇野道路が都市計画決定
4年	4月	安曇野道路が新規事業化
5年	8~12月	「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が地元国會議員、国土交通省、関東地方整備局、北陸地方整備局、新潟県、長野県に建設促進を要望
6年	1月	県が大町市街地区間の最適ルート帯をCルート帯に選定(100m幅)

広域交通網の整備推進

4 信州まつもと空港の活性化

交通部 公共交通課

(1) 目標

県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の機能強化やアクセス向上により、北海道や九州、関西圏を始めとする国内遠隔地や東アジア等国外との移動を活発にして、空港を中心とした県内外・国内外の広域交流を創出するものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

国内路線の維持・充実

FDA 11号機に対するネーミングライツ事業、スポンサー支援事業などの運航支援を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県が主体となった、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」の実現に向けたスピード感とスケジュール感のある具体的な取組みの推進
- イ 松本駅と空港を結ぶエアポートシャトルの時間短縮、県内各地への空港シャトルバスの運行など、二次交通の充実
- ウ 空港周辺の幹線道路を始めとする、地元の環境整備について、県による一層の取組みの推進

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 6年 7月 26日 松本空港ジェット化開港
- 8年 11月 15日 松本空港初の国際チャーター便（松本～釜山）就航（17日まで）
- 22年 6月 1日 JAL 撤退。FDA が札幌線、福岡線を就航
- 23年 7月 15日 FDA 4号機を観光大使に任命。ネーミングライツ開始
- 26年 8月 1日 JAL が大阪線の夏期限定で運航再開
- 27年 3月 29日 FDA が福岡線の複便運航を開始
- 28年 6月 10日 県が「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を発表
- 29年 12月 24日 FDA 11号機に愛称として、「松本市観光大使 Alps Mountain View 号」を命名
- 30年 8月 8日 FDA が札幌丘珠線の夏期便運航を開始（8月8日～8月31日）
- 令和 元年 10月 27日 FDA が神戸線を就航
- 3年 8月 27日 FDA が神戸線の複便運航を開始
- 4年 3月 27日 FDA が札幌丘珠線の運航期間を拡大し、夏ダイヤ通期で運航化
- 5年 10月 29日 FDA が札幌新千歳線を冬ダイヤの一部期間増便

イ 統計資料（令和5年度の就航路線数）

- (ア) 国内線 定期便：札幌（新千歳）線1便/日、福岡線2便/日、神戸線2便/日
季節便：大阪線1便/日（8月1日～31日）
札幌（新千歳）線1便/日（10月29日～3月30日の一部期間）
札幌（丘珠）線1便/日（3月27日～10月29日）
国内チャーター便：66便/年
- (イ) 国際線 国際チャーター便：0便/年

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市計画課

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約連携型都市の構築に向け、長期的展望にたち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画の見直しに向け、他市の見直し状況・内容の把握、整合性確保等の観点から長野県及び隣接自治体との意見交換を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市都市計画マスタープランにおいて位置付けた各拠点における都市機能の維持・形成・誘導を図るために、関係課との協議を行い手法の検討を進めます。
- イ 松本市立地適正化計画は、実施済みの都市計画基礎調査、都市構造可視化分析を考慮した評価・分析、及び、防災指針の追加を行い見直しを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想（案）、地域別構想（案）の作成及び都市計画マスタープラン（素案）の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープラン改定
	全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画（都市機能誘導区域）を策定
31 年 3 月	立地適正化計画に居住誘導区域等を追加（一部改定）
令和 元 年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
4 年 3 月	都市計画マスタープラン改定

2 都市機能の維持・充実に向けた区域区分の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

工業ビジョンの方針に基づく臨空工業団地拡張のため、市街化編入を予定しており、長野県及び農林水産省関東農政局との協議を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

将来人口のすう勢から、人口フレームによる市街化区域の拡大は今後見込めませんが、工業フレームによる市街化区域の拡大は見込めるため、工業ビジョンや松本波田道路追加インターチェンジ整備計画等を踏まえ、松本市都市計画マスタープランと整合がとれた適正な区域区分の設定ができるよう、計画的に検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和46年	5月17日	新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域 2,262ha、市街化調整区域 24,168ha）
55年	3月	第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域 455ha 増の変更
平成2年	8月	第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域 958ha 増の変更
8年	8月	第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域 20ha 増の変更
12年	8月	第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域 69ha 増の変更
16年	5月	第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）
22年	11月	第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域 22ha 増の変更
26年	2月	村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域 5ha 増の変更
	11月	松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分
令和4年	5月	第7回区域区分定期見直しにより、市街化区域 25.8ha 増の変更

イ 統計資料

都市計画区域の状況

単位：ha（令和6年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847 (100%)	松本	30,191 (30.86%)	4,034 (4.12%)	26,157 (26.74%)	67,656 (69.14%)

3 都市機能の維持・充実に向けた用途地域の見直し

建設部 都市計画課

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

臨空工業団地拡張に伴う区域区分の見直しを進めており、それに伴い市街化区域に編入される見込みである区域の用途地域について、工業系とすることを都市計画審議会に報告しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

松本市都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、必要な区域においては、現況の土地利用に即し都市機能誘導に適する用途地域への変更を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 13 年 3 月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48 年 10 月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8 種類の用途地域に変更
平成 8 年 4 月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12 種類の用途地域に変更
17 年 3 月	波田都市計画区域の用途地域指定
25 年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を 28 回変更
26 年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成 17 年に指定した用途地域を見直し
28 年 9 月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更
31 年 3 月	惣社地区の一部用途地域を変更
令和 元年 11 月	都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更
4 年 5 月	大字島内、大字和田、波田、村井町南 4 丁目の一部の区域に関し、区域区分の見直しに伴い用途地域を変更
6 月	都市計画道路の見直しに伴い里山辺地区西部周辺の用途地域の一部を変更

イ 統計資料

松本都市計画区域の用途地域

単位:ha (令和6年4月1日現在)

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
505 (12.5%)	31 (0.8%)	681 (16.9%)	229 (5.7%)	900 (22.3%)	401 (9.9%)	30 (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 (2.8%)	167 (4.1%)	576 (14.3%)	163 (4.0%)	237 (5.9%)	4,034 (100%)	

※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計をしても100とはならない。

4 都市機能の維持・充実に向けた地区計画の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区関係者の合意のもとに地区計画を策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

全国地区計画推進協議会の研修会等へ参加し、他自治体の先進事例について研究しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 4 年度～令和 5 年度

41 地区 333.3ha の地区計画を都市計画決定

5 年 4 月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過

単位:ha (令和 6 年 4 月 1 日現在)

年 度	面 積	地 区 名	年 度	面 積	地 区 名
H 4	39.8	芳川小屋、寿百瀬	H 19	23.0	中原、中山台
H 5	31.7	小屋、竹渕北、寿小池	H 20	9.0	城北東
H 6	23.3	平田東、高宮・征矢野	H 21	21.0	笹部、中巾
H 7	18.1	竹渕南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 23	10.0	青島、空港東
			H 24	12.7	倭工業団地
H 8	5.9	野溝塚田、新井	H 26	1.9	新井北
H 10	7.2	寿小赤	H 27	2.6	東方
H 11	4.3	平田西、竹渕西	H 28	3.0	両島
H 12	4.1	井川城北、島高第一	H 29	4.9	村井町南
H 13	2.6	下惣	H 30	2.9	惣社
H 14	13.3	小宮、村井巾下	R 元	1.1	岡田東
H 15	37.1	平田、庄内	R 3	31.3	信州大学松本キャンパス地区
H 17	12.0	和田西原	R 4	6.8	上村井
H 18	3.7	井川城中	合 計	333.3	41 地区

5 空き家対策事業

(1) 目標

近年増加傾向にある空き家への対応について、住宅課を総合相談窓口とし、庁内関係課が連携し、管理が適正でない空き家への対策と、活用可能な空き家の積極的な活用により、まちの活性化を図ります。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある市内の特定空家等1軒について、松本市で初めて、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告及び命令を実施しました。
- イ 国土交通省の空き家対策モデル事業に応募し採択された、一般社団法人タガヤスと松本市が連携し、空き家に関する意識醸成のためのツール（空き家双六・カルタ等）の開発に協力しました。
- ウ 空き家所有者等への適切な管理の促進に対する取組みとして、「松本市空家管理事業者登録・紹介制度」を創設しました。
- エ 空き家所有者が、空き家の売却・賃貸にあたってネックとなる課題を把握し、解決に向けたアドバイスを受けるため、不動産事業者による定期相談窓口を開設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 管理が適切でない空き家について、所有者等へ管理の促進や除却費補助金による支援を行っているところですが、相続問題や再建築不可等、解決困難な案件に対応する新たなアプローチが必要です。
- イ 空き家は今後も増加傾向にあるため、空き家の発生予防という視点も重要です。地域住民とのワークショップ等を開催し、空き家に関する意識醸成を推進することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	松本市空き家等の適正管理に関する条例施行
30年度	松本市空家等対策協議会を設置及び松本市空家等対策計画を策定
令和元年度	松本市空き家バンクの開設
2年度	空き家に関する補助制度の制定及び特定空家等に1件認定
3年度	空き家対策事業を住宅課に統合
	空き家バンクの媒介に関する協定の締結及び略式代執行の実施
4年度	空き家バンクに関する業務を移住推進課へ移管
	松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（緊急安全措置の追加）
5年度	松本市空家管理事業者登録・紹介制度実施要綱策定

イ 統計資料

老朽危険空家等除却費補助金及び空き家バンク利活用促進事業補助金 交付件数（R2.11～）

年度	除却費補助	家財等 処分費補助	改修費補助		取得費補助
			子育て世帯	県外移住者	
R2	2	0		0	
R3	12	4		1	
R4	14	3	1	0	7
R5	15	2	1	1	13

6 景観形成の推進

建設部 都市計画課

(1) 目標

松本市における良好な景観の形成を図るため、本市の自然環境や歴史的・文化的資源を生かした景観の整備を推進し、快適でより美しいまちづくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 「松本市景観条例」に基づく「行為届出」件数は92件、同「通知」件数は20件ありました。
- イ 「松本市屋外広告物条例」に基づく屋外広告物設置等許可事務256件、うち、違反広告物の是正案件は、2件でした。
- ウ 景観事前協議制度等により、申出のあった4件に対し計7回の景観評価会を開催し、個別案件の景観について協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 景観の保全や形成に資する景観形成基準の充実を図るための事前協議制度の運用や、松本城・北アルプス等を望む場所を眺望点として新たに位置付けた「松本市景観計画」を令和5年3月に改定しました。
また、景観計画の方針や解釈の考え方を示す「松本市景観計画デザインマニュアル」も併せて改定しました。
- イ 市民の景観意識の高揚に資する事業を推進します。
- ウ 屋外広告物については、松本の景観にふさわしい掲出を推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	第4次基本計画に基づき松本市都市美観整備計画を策定
63年度	都市景観形成モデル都市の指定
平成4年度	松本市都市景観条例を施行
12年度	松本城周辺高度地区を都市計画決定
14年度	松本市公共案内サイン基本計画を策定
19年度	松本市景観計画を策定、松本市都市景観条例を全部改正
20年度	松本市景観条例、松本市屋外広告物条例を施行
21年度	松本市景観計画デザインマニュアルを作成
25年度	合併4地区及び空港東地区の高さ制限追加
27年度	松本市景観計画に波田地区を追加
29年度	景観事前協議制度導入
令和2年度	中核市移行による県からの権限移譲に関し、松本市屋外広告物条例の全部改正
4年度	松本市景観計画、景観計画デザインマニュアルを改定

7 防災都市づくり計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

発生確率の高まっている災害による被害を抑止・軽減させ、災害に強い“市民の命を守る”都市を速やかに実現するため、「松本市防災都市づくり計画」を見直しました。

また、公表された「想定最大規模の浸水想定」に対し、過度に不安を感じるだけでなく、より具体的な災害対策を示すことによって正しく恐れ、災害リスクに基づいた目指すべき都市像を共有し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

令和5年3月改定した「松本市防災都市づくり計画」を全市35地区への配布し、周知をしました。また、出前講座による市内高校への啓発活動を行いました。それにより、市民自らが防災都市づくりの担い手として、自助・共助の取組みへの意識向上を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 近年の地球温暖化による水害の頻発・激甚化を受け、「震災対策」を主とした現行計画に、これまでの具体的施策の検証と「水害対策」を追加した計画に見直し、市民へ災害リスク情報を周知するとともに自助・共助の取組みを促進します。

イ 災害危険度判定調査結果により、居住地域の危険性を認識することで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果の公表
13年度	松本市防災都市計画を策定公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定公表
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
24年度	狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
25年度	国が「防災都市づくり計画策定指針」を公表
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
令和 2年度	災害危険度判定調査結果の公表
	県が「流域治水推進計画」を公表
3年度	市危機管理部が「松本市ハザードマップ」を全戸配布
4年度	松本市防災都市づくり計画改定公表

緑を活かした魅力あるまちづくり

1 公園施設等の適切な管理及び整備の推進

建設部 公園緑地課

(1) 目標

緑や水辺などの地域資源を活かし、人々が集い賑わう、魅力あるまちづくりを目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア アルプス公園いきものふれあいの森（北側拡張部）の利活用を推進するため、松本市アルプス公園自然活用委員会を設置し、公園独自のルール等を検討しました。

イ アルプス公園魅力向上検討会議からの提言を受け、提言内容を主軸に基本計画の策定を行いました。

ウ 都市公園を安心・安全に利用するため、公園長寿命化事業で、7公園の遊具・施設を更新しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

古くは昭和20年代に開設された公園があり、樹木の古木化、施設の老朽化が進んでいます。適切な維持管理を行いながら、防災機能の向上、ユニバーサルデザイン化、施設の改築・更新を進めます。また、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園、都市緑地）及び開発行為緑地による緑地等、市民がもともと身近に利用できる公園整備を重点的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

令和5年度末現在、開設公園162カ所、開設面積346.26ha、市民一人当たりの公園面積は14.67㎡です。

（※参考 令和5年度末 長野県15.2㎡/人、全国10.9㎡/人）

ア 公園の状況

区 分	R3年度		R4年度		R5年度	
	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)	公園数(カ所)	面積(ha)
街区公園	27	6.57	27	6.57	27	6.57
近隣公園	7	12.50	7	12.50	7	12.50
地区公園	3	16.10	3	16.10	3	16.10
総合公園	2	81.61	2	81.61	2	81.61
広域公園	1	100.90	1	100.90	1	100.90
墓地公園	1	47.00	1	47.00	1	47.00
都市緑地	8	25.01	8	25.32	8	25.32
条例公園(注)	113	56.26	113	56.26	113	56.26
合 計	162	345.95	162	346.26	162	346.26

(注) 都市計画決定していない条例公園

イ 一人当たりの公園面積

(㎡)

年度	R 3	R 4	R 5
松本市	14.66	14.67	14.67
長野県	14.90	15.10	15.20
全 国	10.70	10.70	10.90

2 緑の基本計画

建設部 都市計画課

(1) 目標

ゼロカーボンの推進、治水等の防災、まちなかの回遊性向上につながるみどり（緑、水、土等）を、様々な主体が連携して保全・整備し、持続可能なまちを実現する。また、管理・活用を通して、みどりを身近に感じる豊かな暮らしを実現することで、ウェルビーイングの向上を図る。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 緑の基本計画や緑のデザインマニュアルを基に、新築等の際に必要な景観法の届出の審査時に、景観計画に定める敷地内緑化を提案し、民間敷地での緑化を推進しました。
- イ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるために令和5年3月に策定した松本まちなかグリーンインフラアクションプランに基づき、22のアクションのうち18に着手しました。
- ウ 松本駅お城口広場及び花時計公園で緑のくつろぎ空間創出の社会実験を実施しました。
- エ 外堀大通り、公園通りの整備に合わせて、植栽とベンチを設置しました。
- オ あがたの森通りの歩道空間再整備に向けて、長野県や地元関係者との調整を進めました。
- カ 伊織緑地でグリーンシェードの試行設置を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「緑の基本計画」及び「緑のデザインマニュアル」を継続して広く周知しますが、事業者の経済的負担もあることから、誰もが賛同できる緑化について研究し、快適でうるおいのある都市空間の形成に、市民、事業者、行政が一体となって取り組みます。
- イ 松本城、松本駅及びあがたの森を結ぶトライアングルエリアを対象に、「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」で示されたアクションの実施に向けて、地域と行政等の多様な主体が連携しながら取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 5年度	緑のデザインマニュアル作成（松本市）
9年度	松本市緑の基本計画策定（基準年平成7・目標年平成27）
14年度	波田町緑の基本計画策定（基準年平成14・目標年平成33）
26年度	松本市緑の基本計画改定
27年度	緑のデザインマニュアル作成
28年度	景観計画区域内行為届出書に緑化の割合導入
30年度	緑化の割合を盛り込んだ事前協議制度開始
令和 3年度	信州まちなかみどり宣言
4年度	松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定

上下水道の基盤強化

1 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受け
る可能性が高く、市民生活に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の改良と給水管の取替えを計画的に進
めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 75～300）廃止管と更新管を含め L=896 mの改良を実施しました。
- イ 老朽給水管（鉛給水管）667 栓の取替えを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

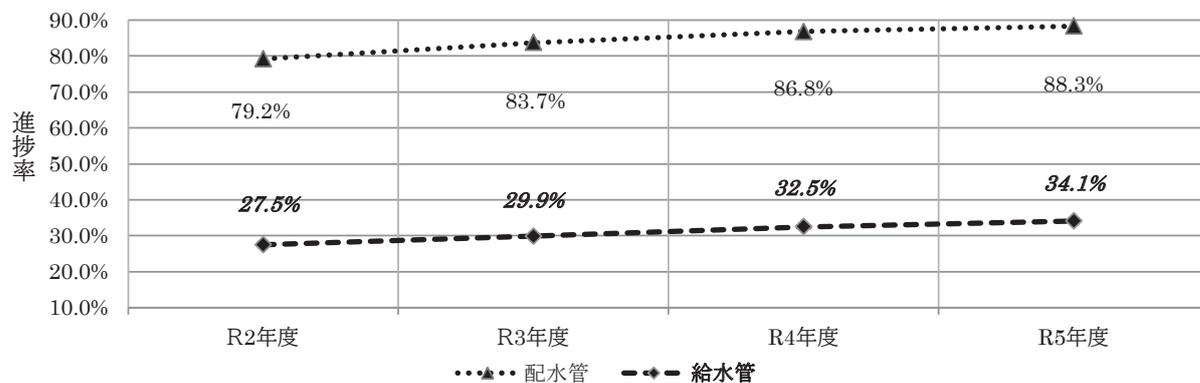
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にわたって計画し実施してきました。
- イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 5 年度までに約
52km を改良し、未改良が約 8 km 残存しています。
- ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用な
どを検討し、計画的に実施します。
- エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替えが必要で平成 20 年度から、順次取替えを実施し令
和 5 年度までに 13,936 栓取替えをしています。
- オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めてい
ます。
- カ 取替えには、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
3	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～450 L = 2,644 m、老朽給水管取替 979 栓
4	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75～350 L = 1,845 m、老朽給水管取替 1,069 栓
5	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 75～300 L = 896 m、老朽給水管取替 667 栓

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

2 下水道施設改築事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により改築事業を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア ストックマネジメント事業

(ア) 丸の内第1排水区、南深志第2・3排水区、北深志排水区他管渠更生工事を実施しました。

(イ) 宮測・両島浄化センター汚泥処理設備等改築工事に着手しました。

(ウ) 渚中継ポンプ場受変電設備他改築工事に着手しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現在、宮測・両島浄化センターの改築工事を進めていますが、今後は四賀・上高地・波田の浄化センターも老朽化が進むため、将来の在り方を見据えた改築工事や施設の統廃合等、広域化・共同化の検討が必要です。

イ 計画的に管渠改築工事を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力 (m ³ /日)	供用開始年	経過年数	改築着手年
宮 測	82,200	昭和 34 年 ^{*1}	64 年	平成 11 年
両 島	32,850	昭和 63 年	35 年	平成 28 年
四 賀	630	平成 11 年	24 年	令和 9 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	31 年	令和 6 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	29 年	令和 9 年以降

※1 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 47 年です。

(イ) 管渠施設

布設から 50 年を超えた管渠延長 67.7km (管渠総延長 1,306.8km) (R 6. 3.31)

イ 統計資料

	目標値 (R 7)	R 4 年度	R 5 年度
下水道管渠の更新率 (更新延長/計画延長 ^{*2})	19.3%	12.9%	15.3%

※2 計画延長は、鉄筋コンクリート管の延長 272km

上下水道の基盤強化

3 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 寿配水地の耐震化を実施しました。

イ 基幹管路耐震化工事 ϕ 400mm L = 128 m、 ϕ 300mm L = 240 mを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。

イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。

ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。

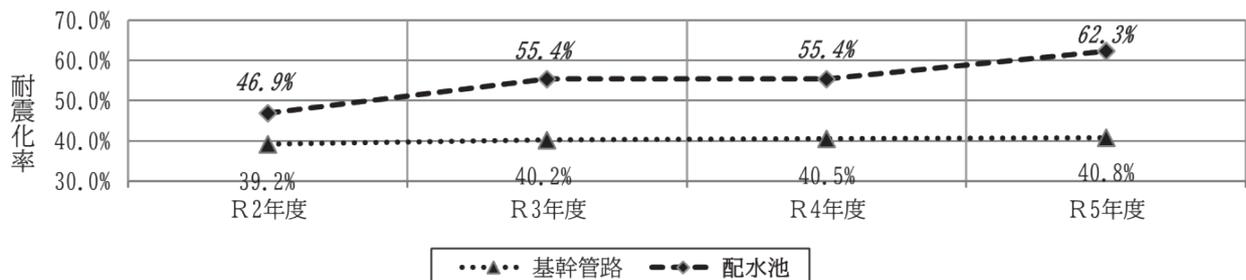
エ 管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
3	実施設計（寿配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽・並柳第1配水地） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 ϕ 350～500mm L = 501 m
4	耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、用地補償、基幹管路耐震化工事 ϕ 300～450mm L = 363 m 重要給水施設管路実施設計、重要給水施設管路耐震化工事 ϕ 100mm L=651 m
5	実施設計（妙義配水地、神林配水地） 耐震化工事（寿配水地） 基幹管路実施設計、基幹管路耐震化工事 ϕ 300～400mm L = 368 m

イ 統計資料



上下水道の基盤強化

4 下水道施設耐震化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和5年度の実績と成果

第三期下水道総合地震対策計画に基づき、幹線管渠の耐震化工事及び宮渕・両島浄化センターの耐震設計・耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 浄化センター・管路施設の全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、優先順位を決め進めています。

イ 管路施設については、液状化が想定される地区の緊急輸送路等に埋設されている幹線管渠を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 21 年度 第一期下水道総合地震対策計画策定（平成 22～26 年度）
- 26 年度 第二期下水道総合地震対策計画策定（平成 27～31 年度）
- 令和 元 年度 第三期下水道総合地震対策計画策定（令和 2～6 年度）
- 元 年度～2 年度
 - 宮渕浄化センター低段最初沈殿池耐震化工事
- 2 年度 蛇川汚水幹線、丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 2 年度～3 年度
 - 両島浄化センター汚泥棟（地下部分）・塩素混和池耐震化工事
- 3 年度 丸の内汚水幹線他耐震化工事
- 3 年度～5 年度
 - 宮渕浄化センター汚泥棟耐震化工事
 - 両島浄化センター汚泥棟（地上部分）・消化槽耐震化工事
- 4 年度～5 年度
 - 中段幹線、丸の内幹線、渚幹線他耐震化工事
 - 宮渕浄化センター高・低段塩素混和池耐震設計
 - 両島浄化センター消化槽棟・機械棟耐震設計

イ 統計資料

	目標値（R7）	R4 年度	R5 年度
下水道管渠の耐震化率（耐震化延長 / 計画延長 ^{※1} ）	22.4%	21.5%	22.8%

※1 計画延長は、液状化地区の重要幹線延長 37.1km

危機管理体制の強化

危機管理部 危機管理課

1 災害時応援体制構築の推進

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 企業等との災害時協定

- ・松本市社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」
 - ・イオンタウン株式会社と「災害時における施設等の一時使用に関する協定」
 - ・松本市波田商工会と「災害時における応急生活物資の供給に関する協定」
- を締結しました。

イ 協定先との訓練

総合防災訓練及び凶上防災訓練に、災害時相互応援協定等を締結している関係機関が参加しました。

ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に6事業所に登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各種団体等との協定締結を推進し、災害時の応援体制を強化していきます。
「災害時サポート事業所登録制度」について、事業所に更なる周知を図ります。
また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどの提供による地域での協力体制が構築できるよう、登録事業者と地元町会の連携を深めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和 3年度 中核市、東日本電信電話(株)長野支店、長野県弁護士会、長野県行政書士会松本支部と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に4事業所登録
- 4年度 株式会社カインズ、NPO法人コメリ災害対策センターと協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に5事業所登録
- 5年度 松本市社会福祉協議会、イオンタウン株式会社、松本市波田商工会と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に6事業所登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

	R 3年度	R 4年度	R 5年度
災害時応援協定等締結数	71	73	76
災害時サポート事業所登録数	68	73	79

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の維持管理と公的備蓄の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄施設の維持管理を行います。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策の公的備蓄を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分（65,500食）のうち、13,100食を更新・配備しました。更新にあたっては、食品の賞味期限切れ2ヶ月程度前に困窮者支援団体へ譲渡したり、出前講座での試食提供などを行い、可能な限り食品ロスが生じないように配慮して取り組んでいます。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄を進めています。備蓄物資は、各小中学校に設置した備蓄倉庫等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルでの集中備蓄により物資の管理をしています。また、災害時の物資配送が迅速に円滑に行えるよう民間事業者との協力協定を締結し、訓練等を通じて配送体制の強化を図っています。

今後も、要配慮者用品（大人用おむつ、妊産婦用品、生理用品等）、プライバシー確保用テント、エコノミークラス症候群予防用の弾性ストッキング、ペット対応用品を加えるなど、能登半島地震での教訓、社会状況の変化、最新の知見等を踏まえた備蓄品の充実と備蓄・配送体制の整備が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始
28年度	備蓄倉庫が未整備の小中学校に3年計画で備蓄倉庫を整備。平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セットを配置
3年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施
4年度	長野県等と連携した松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

	R3年度	R4年度	R5年度
備蓄倉庫設置箇所数	65 箇所	64 箇所	64 箇所
発電機等配備避難所数	158 箇所	159 箇所	159 箇所
食糧	65,500 食	65,500 食	65,500 食
段ボールベッド	1,167 台	1,167 台	1,328 台
携帯トイレ	257,500 枚	257,500 枚	257,500 枚

危機管理体制の強化

3 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

災害時に避難等が困難となる高齢者や障がい者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り、避難支援体制づくりを支援するための出前講座等を行いました。(年間9回)

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供しています。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	災害時要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン(ガイド編)を策定
22年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)を作成
23年度	災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)の一部改訂
24年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 松塩筑木曾老人福祉施設組合
25年度	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結 (社福) 中信社会福祉協会
26年度	同協定書の再締結(適用施設の拡充) 松塩筑木曾老人福祉施設組合
28年度	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結 (一社) 日本福祉用具供給協会
29年度	介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
30年度	市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結 福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
令和元年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
4年度	市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結
5年度	市内2法人2事業所と福祉避難所協定を締結(合計 30法人72事業所)

イ 統計資料

(単位:人)

	避難行動要支援者名簿 登録者数	平常時から名簿情報を 提供している者	個人情報外部提供 拒否の意思表示者
令和4年4月	15,338	12,435	2,903
令和5年4月	16,688	13,069	3,619
令和6年4月	17,119	13,119	3,988

危機管理体制の強化

4 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、市内全域で統合整備した同報系防災行政無線の維持管理と、無線設備の必要性が求められている地域への有効的な拡充を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 旧松本市及び合併地区を統合化した同報系防災行政無線の保守管理を行い、安定して運用ができました。
- イ 令和5年度は上高地エリア内の徳沢・横尾への拡充整備に向け、関係省庁に事業説明を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新整備は完了しました。
- イ 聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段として防災アプリ等の導入を研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局2局、中継局1局、屋外拡声子局307局、戸別受信機717か所（旧松本地区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
平成30年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事完了（梓川・波田地区） ・梓川地区 屋外拡声子局40局、戸別受信機47か所 ・波田地区 屋外拡声子局31局、戸別受信機48か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局1局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和元年度 ～3年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇地区整備完了 音声告知端末649か所、屋外拡声子局7局 ・奈川地区整備完了 音声告知端末325か所、屋外拡声子局7局 ・四賀地区整備完了 音声告知端末1,620か所、屋外拡声子局4局
令和4年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・上高地エリア整備完了 屋外拡声子局4局
令和5年度	上高地エリア（徳沢・横尾）の拡充整備計画作成

イ 統計資料

同報系デジタル防災行政無線世帯カバー率

年度	R2	R3	R4	R5
世帯カバー率	98.0%	99.0%	99.0%	99.0%

危機管理体制の強化

5 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 時代に即した持続可能な消防団への改革
時代の変化に対応した持続可能な消防団について、消防団と共に処遇改善や負担軽減等に取り組む
- イ 団員の確保
- (ア) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（50事業所登録）
 - (イ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）
 - (ウ) 学生消防団活動認証制度による学生の勧誘
 - (エ) 松本市消防団「広報委員会」により、団員確保のための消防団PR動画を作成公開。公式インスタグラムを開設
 - (オ) 消防団のデジタル化により、団員の負担軽減を図るため、全分団等にパソコン及びモバイルWi-Fiルータの配備及び出勤報告アプリの導入
 - (カ) プロスポーツの試合会場での消防団PR及び路線バスの車内放送によるPR広報
- ウ 消防団施設 積載車置場2か所の建替整備 第15分団（芳川）、第21分団（内田、寿台）
- エ 消防団車両 消防ポンプ自動車1台の更新 第21分団（内田、寿台）
公益財団法人日本消防協会から寄附された消防団活動車1台

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消防団員の確保と時代の変化に対応した消防団への改革が求められています。そのため、消防団とともに、団員の確保に繋がるよう処遇改善や負担軽減などに取り組めます。
- イ 若者や女性の入団につながる新たな取り組みや消防団活動のイメージアップにつながる取り組みが必要です。
- ウ 災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- (ア) 松本市の消防団員（令和6年4月2日現在）
 - a 総数 1,695 人（条例定数 2,169 人）
 - b 上記(ア)のうち女性団員数 76 人（4.4%）
- (イ) 上記(ア)のうち市役所消防隊 26 人（令和元年 11 月 1 日設置）
- (ウ) 消防団施設等の整備方針
 - a 施設の建替基準 耐用年数又は 30 年以上
 - b 車両の更新基準 22 年

イ 統計資料

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
消防団員数	1,887 人	1,714 人	1,705 人	1,695 人

防災・減災対策の推進

建設部 建築指導課

1 狭あい道路拡幅整備

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（都市計画区域内の幅員1.8 m以上4 m未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和5年度実施状況（協議状況）

(ア) 協議書受付件数 143件（内寄附予定件数28件）

(イ) 所有権移転件数 22件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和3年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的にPRしていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成22年度	庁内協議開始
23年度	庁内協議 12月に議会に取組みについて報告
24年度	4月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取 6月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定 8月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
令和3年度	対象範囲を都市計画区域まで拡大

イ 統計資料

事業内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
道路整備件数	10件	4件	4件	9件
工作物除去・移設等補助金交付件数	5件	6件	9件	11件
奨励金交付件数	1件	1件	3件	4件

防災・減災対策の推進

2 建築物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課 住宅課

(1) 目標

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建築物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和 5 年度 of 取組みと成果

耐震改修促進事業の概要について、市ホームページへの掲載、ラジオ番組出演、市営バスへのチラシ掲示、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の未改修世帯へ情報提供の通知を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
イ 松本市耐震改修促進計画（第 3 期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	木造住宅無料耐震診断事業を開始
17 年度	木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
19 年度	松本市耐震改修促進計画を策定
20 年度	非木造住宅、避難施設及び特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助事業を開始
26 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断実施
27 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成 28 年度～令和 2 年度）
28 年度	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果を公表
令和 元 年度	ブロック塀撤去事業開始
3 年度	松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

イ 統計資料

年度		R 2	R 3	R 4	R 5
木造住宅	無料耐震診断	31 戸	23 戸	21 戸	25 戸
	耐震補強工事補助	7 戸	4 戸	6 戸	6 戸
非木造住宅耐震診断補助		0 件	0 件	0 件	0 件
避難施設無料耐震診断		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
ブロック塀撤去事業		32 件	29 件	19 件	24 件

3 雨水渠の整備

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の舗装復旧工事を実施しました。
- イ 並柳、出川地区の溢水対策として、並柳雨水幹線の排水施設工事を実施しました。
- ウ 国道19号松本拡幅事業に関連して、田川第一雨水幹線の設計業務を実施しました。
- エ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の雨水渠工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。
また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。
(田川第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和43年度 下水道事業として雨水排水対策を開始
(中略)
- 平成14年度 上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
- 16年度 牛伏川第三雨水幹線竣工
- 17年度 水汲第一雨水幹線竣工
- 20年度 芳川村井第一雨水幹線竣工
- 25年度 芳川小屋第一雨水幹線竣工
- 26年度 穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
- 令和元年度 筑摩雨水貯留管竣工

イ 統計資料

整備面積・管渠延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累 計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累 計 (m)
令和3	3,807.0	750.8	19.7%	297.8	30,643.5
令和4	3,807.0	750.8	19.7%	175.5	30,819.0
令和5	3,807.0	750.8	19.7%	210.8	31,029.8

防災・減災対策の推進

建設部 建設課
公共用地課

4 河川水路網の整備

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和5年度の実績と成果

車屋堰、放光寺水路、村井東水路、横田運動公園水路、三才水路等、市内を流れる11の河川・水路（延長 512.1 m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業（起債含む）		市単独事業	
	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）	総額（千円）	構成比（%）
令和3	384,980	100.0	339,576	88.2	45,404	11.8
令和4	150,938	100.0	107,698	71.4	43,240	28.6
令和5	290,333	100.0	215,682	74.3	74,651	25.7

イ 統計資料

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）	改修数 （路線）	改修延長 （m）	金額 （千円）
令和3	4	189.2	11,806	10	351.1	20,343
令和4	2	21.1	4,367	8	383.5	23,536
令和5	2	42.2	6,853	9	469.9	33,786

※ 金金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）が早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

(ア) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 110.0 m、寿 184.5 m）

(イ) 奈良井川の今村橋周辺の護岸工（L = 301.2 m）

(ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望を 8 月 4 日に、県要望を 12 月 1 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木等の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工	

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

将来にわたる公共インフラの整備

1 公共施設マネジメントの推進

総務部 公共施設マネジメント課

(1) 目標

「松本市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化及び集約化並びに適正化の取組みや民間活力の導入により、公共施設の総量抑制やコスト縮減を進めます。また、施設の特性に応じた省エネルギー化を進めます。

(2) 令和5年度の取組みと成果

- ア 令和5年12月、解体費用の最小化を図るため、未利用建物解体（活用）マニュアルを策定し、運用を始めました。
- イ 市民と公共施設の状況に関する情報を共有するため、施設の基本情報、財務情報に加え、利用度とコストによる費用対効果や施設管理者アンケートの結果による施設性能評価を記載した施設カルテを公表しました。
- ウ 施設の長寿命化と省エネルギー化工事の設計を行いました。
(菅野小学校3期改修、梓川小学校3期改修、波田小学校2期改修、高綱中学校1期改修)
- エ 施設の長寿命化と省エネルギー化の工事監理を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市公共施設等総合管理計画に示した方向性について、更なる取組みが必要です。
- イ 今後、更なるコスト上昇も予想されるなかで、総量削減と長寿命化の推進に加え、経費削減、収益確保、未利用資産の有効活用、公有資産の売却、貸付等による財源の確保が必要です。
- ウ 地方公会計の公共施設マネジメントへの活用の検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	松本市公共施設白書を策定
28年度	松本市公共施設等総合管理計画を策定
30年度	松本市公共施設再配置計画を策定
令和2年度	松本市個別施設計画を策定
3年度	松本市公共施設等総合管理計画を改訂

イ 統計資料

松本市公共施設等総合管理計画策定時からの施設数及び延床面積の推移（R6以降は推計）

	計画 策定時	H 29	H 30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施設数	769	757	743	739	733	721	715	706	696	677
延床面積（千m ² ）	1,132	1,138	1,139	1,145	1,139	1,135	1,136	1,134	1,126	1,115
増減率（累計）		0.5%	0.6%	1.1%	0.6%	0.3%	0.3%	0.1%	△0.5%	△1.5%

将来にわたる公共インフラの整備

2 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

(1) 目標

大型道路構造物について、点検要領に基づいた定期点検を実施し、また舗装については、幹線道路の路面性状調査等を行い、長寿命化修繕計画を策定します。

計画的な維持補修により、安全性の確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 舗装について、令和元年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づき、市道 8087 号線他 3 路線 L = 1.1km の修繕を実施しました。

イ 横断歩道橋について、平成 30 年度に策定した横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、1 橋（並柳）の修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 建設から 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に増加しています。

イ 定期点検、調査、修繕工事において、新技術の活用による品質の確保、効率化、コスト削減が求められています。

ウ メンテナンスサイクルの構築、戦略的かつ計画的な維持管理、更新により老朽化するインフラ整備のトータルコストの削減、長寿命化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 30 年度	大型道路構造物（大型カルバート・横断歩道橋・トンネル）に関する個別の長寿命化修繕計画を策定
令和 元年度	舗装長寿命化修繕計画を策定（L=344km） 舗裝修繕 6 路線（市道 6572 号線他 5 路線 L=1.9km）実施
2 年度	舗裝修繕 6 路線（市道 6572 号線他 5 路線 L=2.5km）実施 横断歩道橋修繕 2 橋（北松本（西）・島内）実施
3 年度	舗裝修繕 3 路線（市道 7553 号線他 2 路線 L=0.9km）実施 横断歩道橋修繕 1 橋（南荒井南）実施 大型道路構造物（大型カルバート）点検実施
4 年度	舗裝修繕 2 路線（市道 7553 号線他 1 路線 L=1.3km）実施 横断歩道橋修繕 1 橋（島内）実施 大型道路構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を更新

将来にわたる公共インフラの整備

建設部 建設課
維持課

3 橋りょうの長寿命化及び定期点検

(1) 目標

長さ2m以上の橋りょうについて、点検要領に基づいた5年に1回の定期点検を実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸による財政負担の軽減、平準化を図ります。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 平成31年3月に見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」（平成24年度策定）に基づき、深志橋他11橋の修繕に係る詳細設計、開智橋歩道橋他14橋の修繕を実施しました。
- イ 定期点検は平田陸橋他93橋を実施し、令和元年度に着手した2巡目の定期点検（全993橋）が完了しました。
- ウ 2巡目の点検結果に基づき、令和6年3月に修繕計画の見直しを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 定期点検対象橋りょう993橋のうち、2044年度（20年後）に架設50年を経過する橋りょうは、全体の約81%を占め、高齢化が進んでいます。
- イ 修繕や架替えに要する費用を可能な限り縮減するため、長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕を進め、損傷が大きくなる前に劣化対策を行う「予防保全型管理」への転換を図っていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- (ア) 平成20年度から23年度の橋梁調査に基づき、平成24年度「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。
- (イ) 平成26年7月から義務付けられた橋りょうの定期点検は、平成30年度に1巡目、令和5年度に2巡目が完了し、令和6年度から3巡目の点検に着手します。
- (ウ) 点検結果に基づき修繕計画を見直すことにより、効率的で効果的な橋りょうの維持管理に取り組んでいます。

イ 統計資料

実施状況

(単位：橋数)

項目	R元	R2	R3	R4	R5	計
定期点検（2巡目）	212	205	273	209	94	993
橋長2～5m	95	84	142	103	65	489
橋長5m以上	117	121	131	106	29	504
詳細設計	9	6	9	6	12	42
修繕が完了した橋数	3	10	18	22	15	68
橋長2～5m	—	—	10	12	4	26
橋長5m以上	3	10	8	10	11	42

将来にわたる公共インフラの整備

4 市役所新庁舎建設事業

総合戦略局 総合戦略室

(1) 目標

老朽化が進み、狭隘化も著しい市役所庁舎について、来庁者や職員の安全安心を確保し、より利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供するため、新庁舎の建設計画を進めるものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

市議会議員協議会における意見等を踏まえ、改めて、市の考え方及び今後の進め方等を整理しました。

〈市の考え方〉

- ・市民に身近な場所、市民が利用しやすい場所で、質の高い行政サービスを提供するため、対面とオンラインを組み合わせた総合窓口を設置
- ・こうしたサービスの提供を下支えするために必要な事務所、いわゆるバックオフィス機能については、業務の効率性等の面から、できる限り本庁舎に一体的に整備
- ・南松本に配置する行政機能は、保健所を柱として、既存の周辺施設と連携して充実した保健サービスを提供するために必要な機能と窓口機能に絞り、実際の施設規模や配置する職員数などは別途検討

〈議会協議〉

令和5年12月 市議会議員協議会からの意見等を踏まえ、再度、市の考え方及び今後の進め方等について協議し、継続協議と集約

(3) 現状の分析と今後の課題

様々な観点から多角的な検討を行い、市役所新庁舎の建設に向けた取組みを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	新庁舎建設検討庁内委員会を設置し、庁舎建設の担当課・関係課による検討を開始
28年度	総合計画（第10次基本計画）に新庁舎建設を位置付け
29年度	市議会の了承を得て、現在地を新庁舎の建設場所に選定
30年度	新庁舎建設基本構想を策定
令和元年度	新庁舎建設基本計画を策定
2年度	市議会新庁舎建設特別委員会に建設計画見直しの考え方等について協議
3年度	市議会議員協議会に基本的な考え方及び具体案について協議
4年度	市議会議員協議会に改めて市の考え方及び今後の進め方等について協議

イ 統計資料

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	64年	地上5階、地下1階、塔屋3階、附属建物	6,848.26㎡	RC
東庁舎	S44	54年	地上4階、地下1階、塔屋1階	6,500.80㎡	RC
東庁舎別棟他	H4	30年	地上2階、附属建物	674.34㎡	LGS
北別棟庁舎	H29	6年	地上2階	496.86㎡	LGS
計				14,520.26㎡	